

3. 避難所の運営

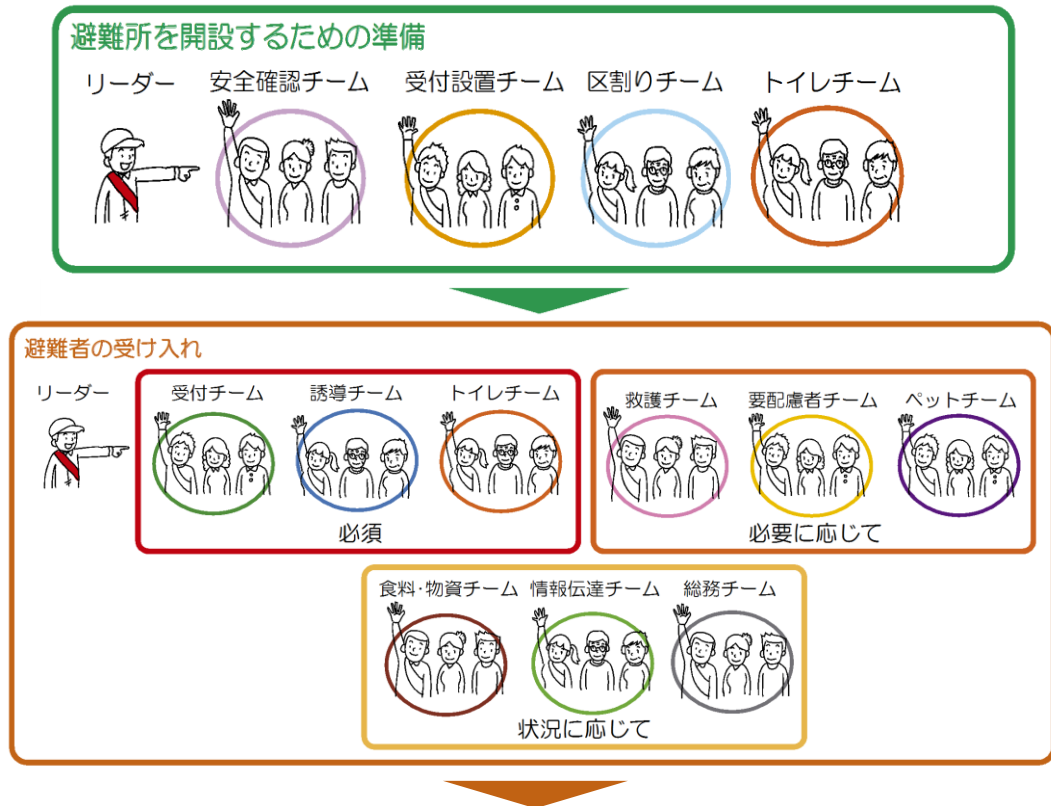
避難所での生活が始まると、避難者からの様々な要望に対応し、生活環境を改善していくための多くの活動を行う必要があります。これらの活動を避難者も含めて協力して行うために、各チームを「班」に再編して役割を分担します。

また、班が行う活動の調整や意志決定を行う「避難所運営委員会」を設置します。

※運営期になると、ボランティアなど外部から支援が来ることも考えられます。

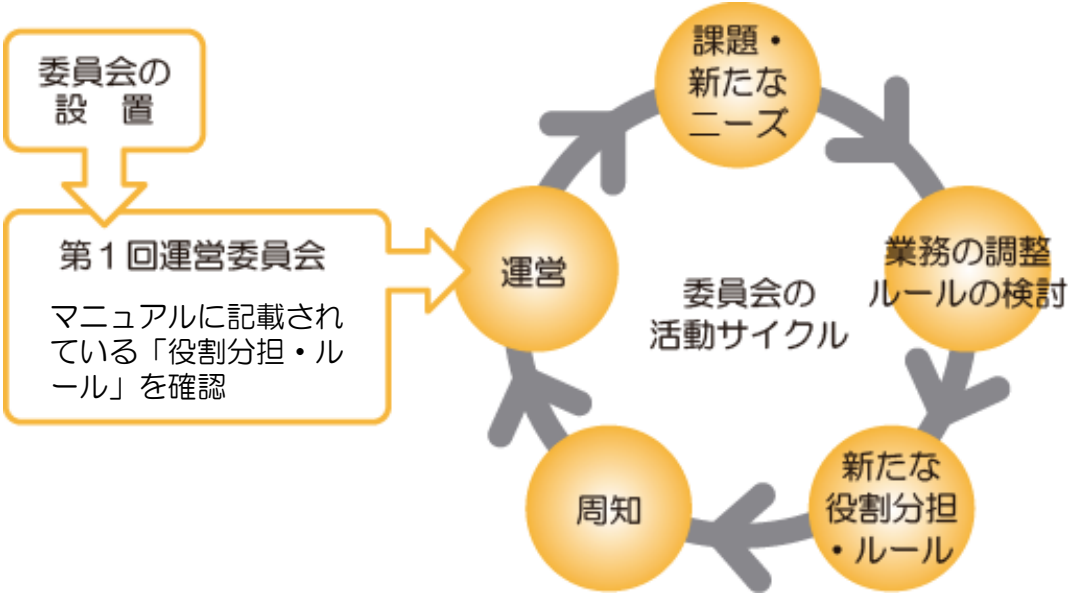
※清掃や物資の配給など、一時的に任せられるところを中心に協力を仰ぎます。

【役割の移行】

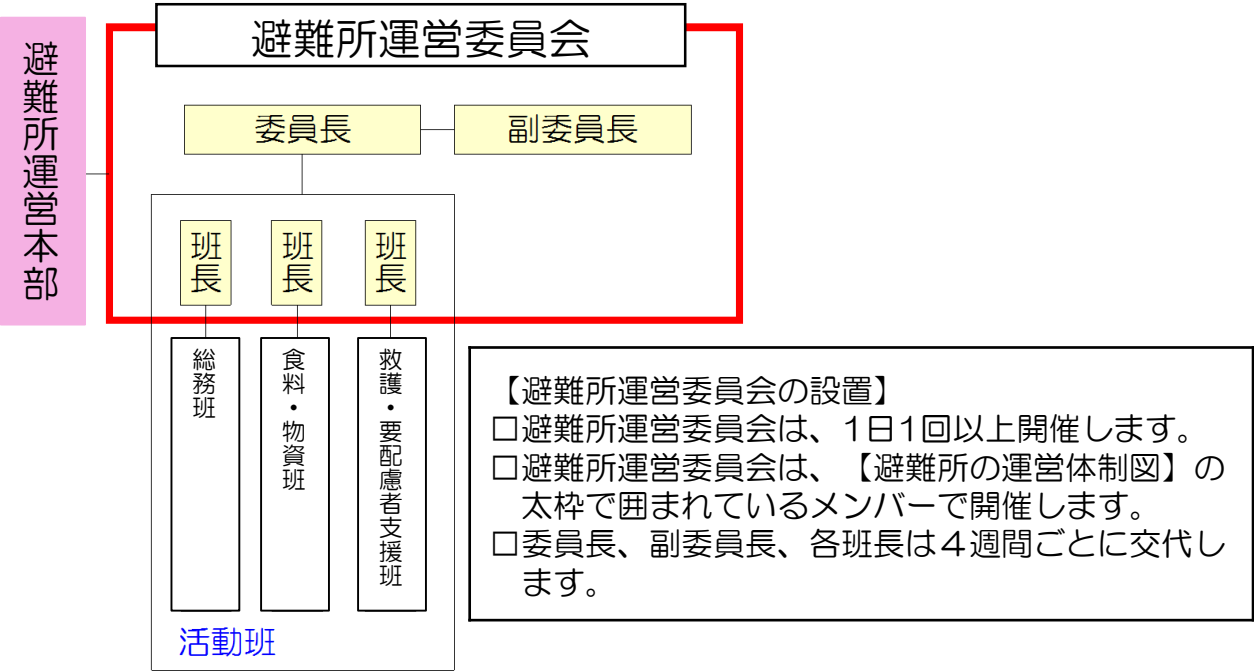


3-1 避難所運営委員会の設置

●避難所運営委員会活動の流れ



【避難所の運営体制図】



- 委員長は、副委員長、各班長と情報共有を行い、避難所運営が円滑に行えるよう努めます。
- 副委員長は、委員長の補佐をします。

避難所運営委員会

1. 運営体制の確立

- 役員を避難者の互選により決定します。多様な視点が運営に反映されるよう、運営メンバーを調整します。
- 役員の交代ルールを定め、運営体制を維持します。
 - ・ 役員の交代のルールは、4週間ごとに交代します。ただし再任を妨げません。

2. 避難所運営全般の意思決定

- 各活動班の課題を把握し、対応策の決定を行います。
- 近隣のほかの避難所とも連絡を取り合い、お互いに協力していきます。

3. 各活動班の活動概要

必要となる活動	活動班	人数 (目安)
① 避難所運営委員会の開催 ② 各班の業務の調整 ③ 避難所のルールの見直し・改善 ④ 避難者・地域の被災者からの情報収集・整理・更新 ⑤ ニーズに応じた情報提供 ⑥ 外部との情報受発信 ⑦ 名簿の管理（避難者名簿） ⑧ 区割りの調整・管理 ⑨ 施設の安全確認（余震発生時） ⑩ 電源・照明・生活用水などの確保 ⑪ トイレ・仮設風呂などの運用 ⑫ 清掃指導・ごみの管理 ⑬ ペット自主管理の指導	総務班	3人
① 食料・物資のニーズの把握 ② 食料および物資の調達・管理・配給 ③ 炊き出しの指導 ④ 多様な食事の提供	食料・物資班	3人
① 傷病者・要配慮者の把握および対応	救護・ 要配慮者 支援班	3人

3-2 活動内容

一日の流れ

総務班

6:30 起床

8:00 朝食

情報の整理

- ・災害対策本部や被災者などから収集した情報の整理

名簿の管理

- ・入退所者などの整理
- ・避難者数の把握

環境の維持

- ・トイレや仮設風呂の清掃や管理
- ・ごみの管理

施設管理

- ・施設の見回り
- ・発電機への燃料補給
- ・生活水の確保

12:00 昼食

災害対策本部との連絡

- ・災害対策本部との定時連絡

名簿の作成・更新

- ・安否確認用名簿の作成と更新

環境の維持

- ・居住スペース清掃指導

施設管理

- ・居住スペースの見回り

ペットスペースの管理

- ・飼育者によるペットスペースの清掃を指導

業務の調整

- ・各班の業務の調整
- ・ルールの見直し

16:00

避難所運営委員会：各班から活動状況を報告、今後の運営方針を決定

- ・避難所運営委員会の開催
- ・各班の調整

- ・避難者数

- ・施設の点検結果
- ・居住スペースの状況

情報の提供

- ・避難者、地域の被災者への情報提供

環境の維持

- ・入浴サービスの運用
- ・トイレの衛生維持
- ・余震時のトイレの点検

ペットの飼育指導

- ・飼育者名簿の管理
- ・飼育者によるペットの自主管理の指導

18:00 夕食

21:30 消灯

施設管理

- ・防犯や防火の見回り

情報収集

- ・災害対策本部や避難者からの情報収集

名簿の管理

- ・入退所者の受付
- ・外泊者の受付
- ・在宅避難者の管理

施設管理

- ・居住スペースの再編
- ・余震発生時の施設の点検
- ・防犯や防火対策

相談や調整

- ・避難者の相談やボランティアの調整

災害対策本部への報告

- ・急病人の発生など、突発的に必要となる災害対策本部への連絡
- ・マスコミ、面会者対応

施設管理

- ・照明の運用準備

情報の提供

- ・安否確認への対応

随時

3-2 活動内容

食料・物資班

配給

- 朝食炊き出しの指導
- 朝食の配給

調達・管理

- 食料や物資の在庫量の確認
- 必要な物資の確認および総務班への報告

情報収集

- 食物アレルギーの把握
- 必要物資の把握

配給

- 昼食炊き出しの指導
- 昼食の配給

配給

- 個別の必要物資の配給

救護・

要配慮者支援班

健康の維持

- 相談窓口の開設
- 体操の実施
- 検温の実施
- 要配慮者への対応

情報収集

- 有資格者への協力依頼

健康の維持

- 施設内の巡回
- 交流の場の設置
- 要配慮者への対応

一日の流れ

6:30 起床

8:00 朝食

12:00 昼食

避難所運営委員会：各班から活動状況を報告、今後の運営方針を決定

16:00

•避難所の衛生状況

•食料や物資の状況

•避難者の健康状態

配給

- 夕食炊き出しの指導
- 夕食の配給

健康の維持

- 検温の実施
- 要配慮者への対応

18:00 夕食

21:30 消灯

調達・管理

- 食料や物資の受入れ
- 多様な食事の提供

健康の維持

- 感染症の予防
- 個人の健康相談
- 急病人発生時、総務班へ緊急搬送の要請
- 保健師などと連携した健康維持の活動
- 心のケア
- 自立を妨げない支援
- 検温の実施

随時

ごみの捨て方

①ごみ箱にごみ袋をかぶせま
す。いっぱいになる前に早め
に②のとおりごみ袋をしばっ
て封をしましょう。

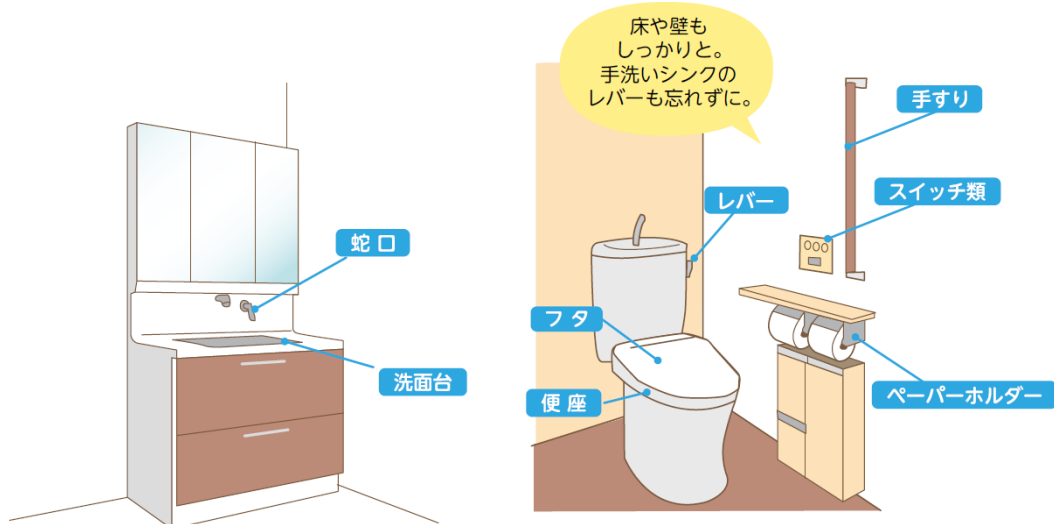
②マスク等のごみに直接触
れることがないようにしっか
りしばります。

③ごみを捨てた後は石鹸を
使って、流水で手をよく洗
いましょう。

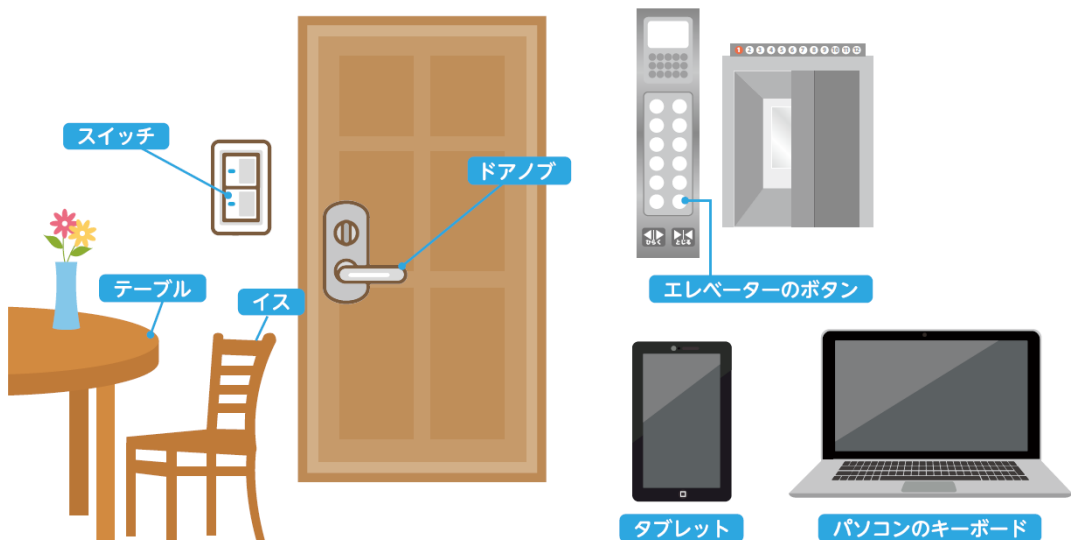


※万一、ごみが袋の外に触
れた場合は、二重にごみ袋
に入れてください。

トイレの清掃・除菌すべき箇所



人の手がよく触れる箇所



【引用文献】

認定NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）（2020）、「新型コロナウイルス 避難生活お役立ちサポートブック第2版」、p.26

要配慮者移送要請書

要配慮者のスクリーニングは、原則、市職員が行いますが、大規模災害時に駆けつけられない場合は、「要配慮者への対応」をもとに災害対策本部（電話：088-822-8111）と連絡を取ってください。市職員などが要配慮者のスクリーニングを行い、福祉避難所へ移送する避難者が決まったら、下記の「要配慮者移送要請書」を災害対策本部に提出しましょう。

要配慮者移送要請書（一般避難所→福祉避難所）

年 月 日

災害対策本部 様

（ 一宮ふれあい
センター ）避難所

下記の要配慮者について、福祉避難所への移送を要請します。

記

要配慮者移送要請者名簿

氏名	生年月日	年齢	性別	住所	付添者
					有 ・ 無
連絡先	かかりつけの医療機関		服薬等		
心身の状態					要配慮者
					人
緊急連絡先	続柄	住所	連絡先		付添者
					人
氏名	生年月日	年齢	性別	住所	付添者
					有 ・ 無
連絡先	かかりつけの医療機関		服薬等		
心身の状態					要配慮者
					人
緊急連絡先	続柄	住所	連絡先		付添者
					人
氏名	生年月日	年齢	性別	住所	付添者
					有 ・ 無
連絡先	かかりつけの医療機関		服薬等		
心身の状態					要配慮者
					人
緊急連絡先	続柄	住所	連絡先		付添者
					人

要配慮者への対応

- 要配慮者のスクリーニングは、原則、市職員が行いますが、大規模災害時に駆けつけられない場合は、以下の考え方をもとに災害対策本部（電話：088-822-8111）と連絡を取ってください。
- 一般避難所には、様々な特性の要配慮者が避難してくることが想定されます。
- しかし、中には一般避難所ではなく、福祉避難所、施設、病院での生活が望ましい要配慮者もいます。
- 下の表を参考に、必要に応じて要配慮者の移送などについて検討しましょう。
- 移送は、①家族、②支援者・ボランティア、③行政職員、④福祉避難所の施設職員が原則行います。どの方もいない場合は、その都度協議しましょう。

	対象者	身体状況など
一般の避難所の要配慮者スペースで生活が可能と思われる要配慮者	高齢者	要支援1・2 要介護1・2
	障害者	視覚障害 聴覚・平衡機能障害 音声・言語機能障害 肢体不自由 内部障害 療育手帳B 精神障害者保健福祉手帳2・3級
	妊産婦	
	乳幼児	
	指定難病の方	
	発達障害児童	
	小児慢性特定疾病の方	
福祉避難所での生活が望ましいと考えられる要配慮者	高齢者	要介護3・4
	障害者	肢体不自由（重度） 療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級
	指定難病の方	
	育成医療を受けられている方	
施設・病院での生活が望ましいと考えられる要配慮者	高齢者	要介護5
	障害者	内部障害（重度）
	指定難病の方	
	小児慢性特定疾病の方	
	育成医療を受けられている方	

ポイント



上の表は、一例です。大規模災害時には、各避難者の状況について聞き取りを行い、総務チームを通して災害対策本部と連絡を取り合いながら、移送先・移送方法について検討をしましょう。

一般避難所の要配慮者スペースでの対応については別冊「要配慮者の特性に応じた避難所における要配慮者支援ガイド」を参考に、共助で対応できる範囲で行います。

健康カード

感染症対策として、救護・要配慮者支援班は朝と夕方の1日2回、体調の聞き取りおよび検温を行い、下記の「健康カード」に記入します。体調不良者がいた場合には、「健康相談表」を活用しながら、総務班と連携して、体調不良者の状況を把握し、必要に応じて災害対策本部への緊急搬送などの要請を行います。

(健康カード)

整理番号	氏名

日々の体温と健康状態を下記に記載をしてください

日にち	月／日	体温	激しい咳や呼吸が苦しくなるなどの症状の有無
1日目		朝：℃ 夕：℃	咳・呼吸が苦しい・胸痛・痰・その他()
2日目		朝：℃ 夕：℃	咳・呼吸が苦しい・胸痛・痰・その他()
3日目		朝：℃ 夕：℃	咳・呼吸が苦しい・胸痛・痰・その他()
4日目		朝：℃ 夕：℃	咳・呼吸が苦しい・胸痛・痰・その他()
5日目		朝：℃ 夕：℃	咳・呼吸が苦しい・胸痛・痰・その他()
6日目		朝：℃ 夕：℃	咳・呼吸が苦しい・胸痛・痰・その他()
7日目		朝：℃ 夕：℃	咳・呼吸が苦しい・胸痛・痰・その他()
8日目		朝：℃ 夕：℃	咳・呼吸が苦しい・胸痛・痰・その他()
9日目		朝：℃ 夕：℃	咳・呼吸が苦しい・胸痛・痰・その他()
10日目		朝：℃ 夕：℃	咳・呼吸が苦しい・胸痛・痰・その他()
11日目		朝：℃ 夕：℃	咳・呼吸が苦しい・胸痛・痰・その他()
12日目		朝：℃ 夕：℃	咳・呼吸が苦しい・胸痛・痰・その他()
13日目		朝：℃ 夕：℃	咳・呼吸が苦しい・胸痛・痰・その他()
14日目		朝：℃ 夕：℃	咳・呼吸が苦しい・胸痛・痰・その他()

健康相談表

体調不良者がいた場合には、下記の「健康相談表」を活用しながら、総務班と連携して、体調不良者の状況を把握し、必要に応じて災害対策本部への緊急搬送などの要請を行います。

＜健康相談表＞

◎健康相談を受ける際には、下記の内容を基に聞き取りを行いましょう。

◎聞き取った内容については、保健師チームに引き継ぐようにしましょう。

氏名		相談日	年	月	日	時	分
住所		電話					
主訴／ いつから、どのような症状があるのか							
治療中の病気／ 受診医療機関 服薬状況など							
体調／ 元気か、食欲、睡眠、 水分摂取、排便、 口腔ケア							
生活のこと／ 日中の活動状況 生活リズム 介助の要否							
他者との交流 心配事 ストレス							
自由記載							

ニーズ調査票

発災8日目以降からは、プル型支援が可能となります。避難生活で必要なものがあれば、総務班を通して、下記の「ニーズ調査票」を市の物資対策本部総務班に提出しましょう。

物資については、原則、すべての避難所に配送されることとなっていますが、道路状況やトラック調達状況などによって困難な場合もあります。

No. _____ 記入・提出日: _____ 年 _____ 月 _____ 日

避難所	(避難所名)	一宮ふれあいセンター
	(担当者名)	高知 太郎
	(電話番号)	(FAX番号)
	(E-mail)	

要請先
(物資支援チーム)

高知市

(自治体名)	(担当者名)
(担当部門名)	(物資対策本部総務班)
(電話番号)	(FAX)
(E-mail)	

要請・発注元が記入				備考 (物資の用途、提供希望時期、注意事項等も記載)	
No	品目 (例)		数量	単位	
			個数		
1	ミネラルウォーター(500ml)		〇〇	本	
2	精米(無洗米)		〇〇	kg	
3	お粥		〇〇	個	要配慮者用
4	単3乾電池		〇〇	本	
5	夜用生理用ナプキン		〇〇	枚	
6	紙コップ		〇〇	個	
7	Tシャツ(Mサイズ)		〇〇	枚	
8	木炭		〇〇	kg	
9					
10					

次ページ あり/なし(/)

3-3 避難所のルール

<避難所全体のルール>

- 避難所は、避難所運営委員会および避難者が主体となって運営します。
- 居住スペースは土足禁止とし、脱いだ靴は各自で保管します。
- 居住スペースは、一定落ち着いてきた時点で再配置を行います。
- 衛生状況を保つため、定期的に清掃を行います。ご協力ください。
- 被災により危険が生じた部屋は使用できません。「立入禁止」「使用禁止」「利用上の注意」などの張り紙の内容には必ず従ってください。
- 入浴、医療や保健などの巡回相談、各種情報提供のための相談窓口といった生活サービスは、提供できるようになれば情報掲示板などでご案内します。食料・物資と同様に、原則、登録いただいた避難者名簿に基づき、全ての避難者に提供されます。
- 敷地内全面禁煙です。
- 大規模な余震により、津波や建物使用禁止のおそれがある場合は、再避難も考えられます。その場合は落ち着いて指示に従ってください。
- 避難所には、要配慮者など配慮が必要な方が一緒に生活しています。お互いに助け合い、協力しましょう。



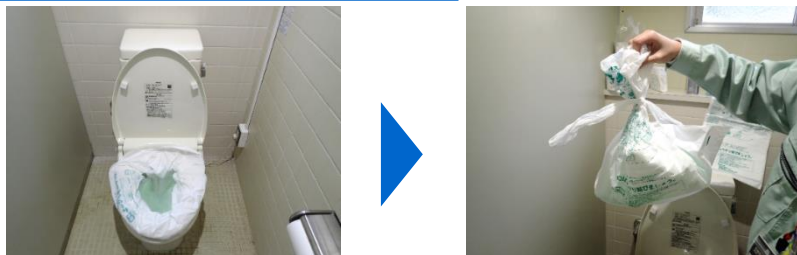
<トイレの使用ルール>

【トイレの使用について①】

水洗トイレで配管が破損している、もしくは状況が不明な場合

- 配管の破損状況が確認できないため、水を流すことは禁止とします。
- 携帯トイレを使用して、個室スペースとして利用します。

携帯トイレの使用方法イメージ



【トイレの使用について②】

便器が破損しているなど、危険な状況にある場合

- 敷地内のトイレは立入禁止とします。
- 屋外に仮設トイレを設置します。
- 簡易トイレや携帯トイレを用いる場合は、テントなどを使用して、プライバシーを保護するスペースを確保します。

簡易トイレ、携帯トイレのイメージ

仮設トイレのイメージ



簡易トイレ



携帯トイレ



◎共通事項

- ※体調不良者とその他の方が使用するトイレを分けます。
- ※トイレの出入口に手指消毒液を設置します。

＜ペットのルール＞

【飼育場所について】

- ペットは指定された場所で、必ずケージに入れるかリードでつないで飼育してください。
- 飼育場所は、飼い主が常に清潔にし、必要に応じて消毒を行ってください。



リードでつなぐ



ケージに入れる

【衛生管理や健康管理について】

- ペットの排便などは、飼い主の管理のもとで行い、必ず後片付けをしてください。
- 給餌は時間を決めて、その都度きれいに片付けてください。
- ノミ、ダニなどの発生防止、衛生管理、健康管理に努めてください。
- 運動やブラッシングは、必ず屋外で行ってください。

【トラブルや、飼育が困難になった場合は】

- ペットの苦情防止および危害防止に努めてください。
- 飼育が困難になった場合は、ペットチームまたは総務班に相談してください。
- ほかの避難者との間でトラブルが生じた場合は、速やかにペットチームまたは総務班まで申し出てください。

【身体障害者補助犬について】

- 身体障害者補助犬はペットとして扱いません。補助犬を同行して避難された方は、別室に案内します。

<感染症対策のルール>

- 避難所では、常にマスクを着用しましょう。咳エチケットにもご協力ください。
- 食事の前やトイレ使用时、ごみを捨てた後など、その都度手洗い・手指の消毒をしましょう。
- 避難所内の換気や清掃、消毒作業にご協力ください。
 - ・ 換気は1時間に1回、10～15分行います。
 - ・ 居住スペースは、毎日清掃します。
 - ・ 机や椅子、ドアノブなど、多くの人が手を触れる場所は、定期的に手指消毒液を浸したペーパータオルなどで拭きます。
- 体調がよくない時は、受付や避難所運営本部に申し出てください。
- 3密（密閉・密集・密接）を避けましょう。



換気の悪い
密閉空間



手の届く範囲に多くの人がいる
密集場所

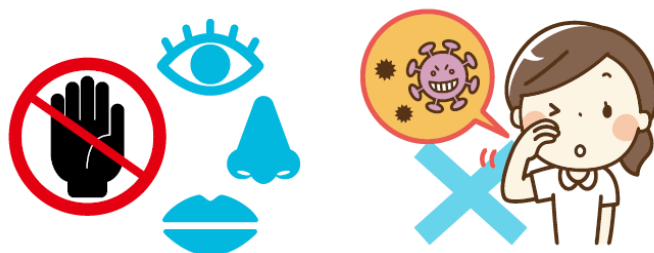
お互いの距離は **2m 以上** あける



近距離での会話や発声をする
密接場面

- 汚れた手で、無意識に目・鼻・口を触らないようにしましょう。

ウイルスは粘膜を通じて侵入します。手洗い・アルコール消毒の前は、首から上を触らないよう十分に注意しましょう。



！感染症対策 へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、
「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

①手洗い

正しい手の洗い方

手洗いの
前に

・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう

1



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。

2



手の甲をのぼすようにこすります。

3



指先・爪の間を念入りにこすります。

4



指の間を洗います。

5



親指と手のひらをねじり洗いします。

6



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

②咳エチケット

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など
人が集まるところでやろう



何もせずに
咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを
手でおさえる



マスクを着用する
(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う

正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を
確実に覆う



2 ゴムひもを
耳にかける



3 隙間がないよう
鼻まで覆う

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生省 検索



4. 基本情報（備蓄品リスト）

（令和8年3月現在）

分類	品目	数量	単位	配備場所	配備所管課
食料品	飲料水	120	リットル	2階シャワー室	防災政策課
	アルファ化米	50	食	2階シャワー室	
	即食タイプの食品	0	個		
	液体ミルク	60	缶		
	哺乳瓶	0	本		
日用品	簡易トイレ	3	基	2階シャワー室	
	パーソナルテント	3	基	2階シャワー室	
	携帯トイレ	8	箱	2階シャワー室	
	トイレットペーパー	3,200	m	2階シャワー室	
	小児用おむつ	0	枚		
	大人用おむつ	0	枚		
	おしりふき	0	枚		
	紙パッド	0	枚		
	生理用品	0	枚		
	毛布	552	枚	1階和室 屋外防災倉庫	
アルミシート	0	枚			
感染症対策衛生用品	マスク（50枚入り）	5	箱	1階事務室	
ボート関連 （津波避難ビル・ タワー配備分）	ゴムボート	0	基		
	救命胴衣	0	着		
	ヘルメット	0	個		
	ロープ	0	本		
その他資機材 （主に津波避難ビル・ タワーに配備）	保管庫	0	個		
	資機材ボックス	0	台		
	救助サイン用資機材	0	セット		
	ラジオ	0	台		
避難所運営用資機材	ボックス	1	個	1階事務室	地域防災推進課
	靴袋	75	枚		
	メジャー	0	個		
	マジック（8色）	2	箱		
	養生テープ	5	個		
	鉛筆	36	本		
	PPテープ	5	個		
	三色ボールペン	10	本		
	カッター	1	本		
	ビブス	10	着		
	USB	1	個		
	消毒液	1	リットル	1階倉庫	
	かまど・薪	1	セット	館内保管	
	マニュアル一式	1	セット	1階事務室	
その他	自動解錠装置付きキーボックス	0	個		
	充電セット（充電器、ケーブル等）	0	個		防災政策課

4. 基本情報（備蓄品リスト）

(令和8年12月現在)

分類	品目	数量	単位	配備（整備）場所	配備所管課
感染症対策物品	衛生用品収納箱	1	個	1 階事務室	防災政策課
	非接触体温計	1	個		
	接触型体温計	1	個		
	乾電池	4	個		
	アルコール除菌シート	200	枚		
	フェイスシールド	4	枚		
	マスク	200	枚		
	手指消毒液	5	リットル		
	液体石鹸（ハンドソープ）	4	本		
	ペーパータオル	4	箱		
	養生テープ（赤）	2	個		
	養生テープ（黄）	2	個		
	養生テープ（青）	2	個		
	施設設備消毒液 （次亜塩素酸ナトリウム：ハイター）	1	本		
	次亜塩素酸ナトリウム希釈容 器 （ペットボトル）	1	本		
	施設設備消毒液 （スプレータイプ）	2	本		
	キッチンペーパー	1	本		
	ゴミ袋	30	枚		
	ビニール袋（大）	100	枚		
	ビニール袋（小）	100	枚		
	使い捨て手袋（M）	100	枚		
	使い捨て手袋（L）	100	枚		
	使い捨てエプロン	6	着		
	新聞紙	1	部		
	ティッシュペーパー	3	箱		
	ボールペン	2	本		
	受付簿	10	部		
	マジックペン（黒）	2	本		
	マジックペン（赤）	2	本		
	A4用紙	30	枚		
	セロテープ	1	個		
	資料用クリアケース	1	個		
	資料用クリアファイル	1	枚		
	段ボールベッド	0	台		
	間仕切り	20	枚	2階シャワー室	
	簡易ベッド	2	台	2階シャワー室	
情報通信手段	防災行政無線	1	台	1 階事務室	地域防災推進課
	衛星携帯電話	0	台		
その他	防災用井戸	0	基		地域防災推進課
	マンホールトイレ	0	基		

4. 基本情報（福祉避難所一覧表）

（令和4年4月現在）

番号	福祉避難所（施設名）	住所
1	保健福祉センター	塩田町18-10
2	東部健康福祉センター	葛島4丁目3-3
3	西部健康福祉センター	鴨部860-1
4	南部健康福祉センター	百石町3丁目1-30
5	障害者福祉センター	旭町2丁目21-6
6	土佐山健康福祉センター	土佐山桑尾1842-2
7	春野あじさい会館	春野町西分1-1
8	ケアハウス パールマリン	仁井田1618-18
9	特別養護老人ホーム あざみの里	薊野北町2丁目25-8
10	特別養護老人ホーム シーサイドホーム桂浜	長浜6598-4
11	高知県立高知若草特別支援学校	春野町弘岡下2980-1
12	特別養護老人ホーム ふるさとの丘	朝倉己1149-106
13	有料老人ホーム あっとホーム	神田1068-1
14	特別養護老人ホーム はるの若菜荘	春野町東諸木3058-1
15	特別養護老人ホーム うららか春陽荘	春野町西分4660
16	特別養護老人ホーム やすらぎの家	針木北1丁目14-30
17	在宅介護センター わかくさ	若草南町22-25
18	特別養護老人ホーム ウェルプラザ高知	一宮しなね2丁目15-19
19	特別養護老人ホーム 森の里高知（ヘリオス）	横浜20-1
20	特別養護老人ホーム 風花の里	西塚ノ原フキ谷76-1
21	ケアハウス あじさいの里	春野町芳原1308-1
22	デイサービス いこいの森	旭町2丁目38-5
23	小規模多機能型居宅介護事業所 ありがとう	横浜西町29-32
24	老人保健施設 あうん高知	一宮西町1丁目7-25
25	グループホーム 憩いの生活館ーいっくー	一宮東町1丁目26-3
26	有料老人ホーム おひさまのうた	一宮東町1丁目27-38
27	老人保健施設 シルバーマリン	仁井田1612-21
28	介護老人保健施設 あったかケアみずき	一宮中町2丁目9-4
29	介護老人保健施設 ピアハウス高知	塚ノ原36
30	中山間地域構造改善センター	鏡小浜8
31	介護老人保健施設 梅寿苑	土居町9-18
32	特別養護老人ホーム つむぐ	長浜6598-4
33	福祉牧場 おおなろ園	神田2485-2
34	グループホーム つくしの里	鴨部1079-1
35	高知県立高知ろう学校	中万々78
36	高知県立盲学校	大膳町6-32
37	養護老人ホーム 千松園	十津2丁目12-1
38	ユニット型特別養護老人ホーム もとちか	長浜4975番地
39	平成福祉専門学校（校舎部分）	針木北1丁目14-30
40	平成福祉専門学校（寮部分）	針木北1丁目14-30
41	認知症対応共同生活介護あさひ	下島町11番7号
42	サービス付き高齢者向け住宅 いこいの森プラス	旭町3丁目3番地
43	高知市立高知特別支援学校	本宮町125番地